

米大統領選**健康不安浮上のクリントン氏は支持減、選挙戦は互角に近づく**

米大統領選本選まで、あと 51 日。選挙戦は、民主党候補のヒラリー・クリントン前国務長官の共和党候補の不動産王ドナルド・トランプ氏に対するリードが縮小して僅かになり、ほぼ互角の接戦になっている。この大きな要因は、クリントン氏の健康問題の急浮上である。同氏は 9 月 9 日に肺炎と診断されていたが、無理して 11 日にニューヨークで開かれた同時テロ 15 周年の追悼式に出席して体調を崩して途中退席したことで、健康不安説が高まった。クリントン氏は静養を経て 14 日に「大統領を務めるのに適した健康状態」と記された主治医の診断書を公表、15 日から遊説を再開したが、今後も健康問題は選挙戦に影響を与える可能性がある。以下、この問題を中心に最近の選挙戦の展開をまとめてみた。

1. 9月11日に体調崩したクリントン氏、健康問題が現実として急浮上

先週は、民主党候補のヒラリー・クリントン前国務長官の健康問題が大統領選の争点として浮上した。きっかけは、9月11日にニューヨークで行われた同時多発テロ15年の追悼式に出席していたクリントン氏が体調を崩して途中退席したことである。インターネット上では途中退席した後とみられるクリントン氏がよろけて両脇を抱えられながら車に乗り込む映像が流れ、メディアもそれを繰り返し放映したために、多くの有権者にクリントン氏の健康不安を強く印象付けた。しかも、途中退席から数時間後にはクリントン氏の主治医が9日に肺炎と診断していたことを公表したことで、クリントン陣営による情報開示への疑念も生じて同氏の健康不安が急に高まった。

クリントン氏の健康問題は、これまでも選挙戦において一定の関心を集めていた。同氏が68歳と大統領候補としては高齢であり、国務長官を務めていた2012年に自宅で失神して脳しんとうを起こし、血栓も見つかって治療を受けた病歴があったためである。共和党候補のトランプ氏も、クリントン氏は大統領を務めるには体力的にも精神的にもスタミナ不足と攻撃していた。トランプ陣営も、クリントン氏の失語症の疑いや、同氏が最近の演説で2分以上咳き込んだことを取り上げて何らかの病気の可能性がある指摘していた。それでも11日にクリントン氏が体調を崩すまでは、主要メディアもトランプ陣営のこうした訴えを陰謀論と片付け、攻め手を欠いた同陣営の焦りとみていた。

しかし、クリントン氏が実際に体調を崩して肺炎も発覚したことで、情勢は大きく変わった。トランプ陣営の指摘は陰謀論とは言い切れなくなり、クリントン氏の健康不安へのメディアと世論の関心が急速に高まった。逆にクリントン陣営は、メディアからクリントン氏の健康に関する情報開示で批判を受ける対象に転じた。これまでの陣営のクリントン氏は健

康という主張が説得力を失い、しかも途中退席の後に陣営がその理由や居場所をしばらく示さず、肺炎の公表が診断から2日後になったからである。陣営は、クリントン氏が体調を崩さなければ肺炎を隠し続けたのではとの疑いの声も上がった。同氏と陣営は従来からメール問題などで秘密主義であり、情報開示が少なく信頼できないといった批判を浴びてきたが、今回の健康問題と情報開示の遅れにより、そうした悪印象をさらに強めてしまった。

クリントン陣営は11日にクリントン氏の当面の遊説中断と静養を発表したが、前述の同氏がよろけた映像と肺炎であったことを多くの有権者が見て知った後であり、クリントン氏の健康不安の拡大を止められず、一部では同氏の重病説も浮上してしまった。これを受けてクリントン陣営は14日、クリントン氏の主治医による診断書を公表した。事態の沈静化に向けた動きであり、主治医は血圧など具体的なデータを挙げて、クリントン氏は抗生物質と休養で順調に回復しつつあり、同氏は大統領を務めるに適した健康状態であると診断書で強調した。翌15日にはクリントン氏も、激戦州のノースカロライナ州で遊説を再開した。

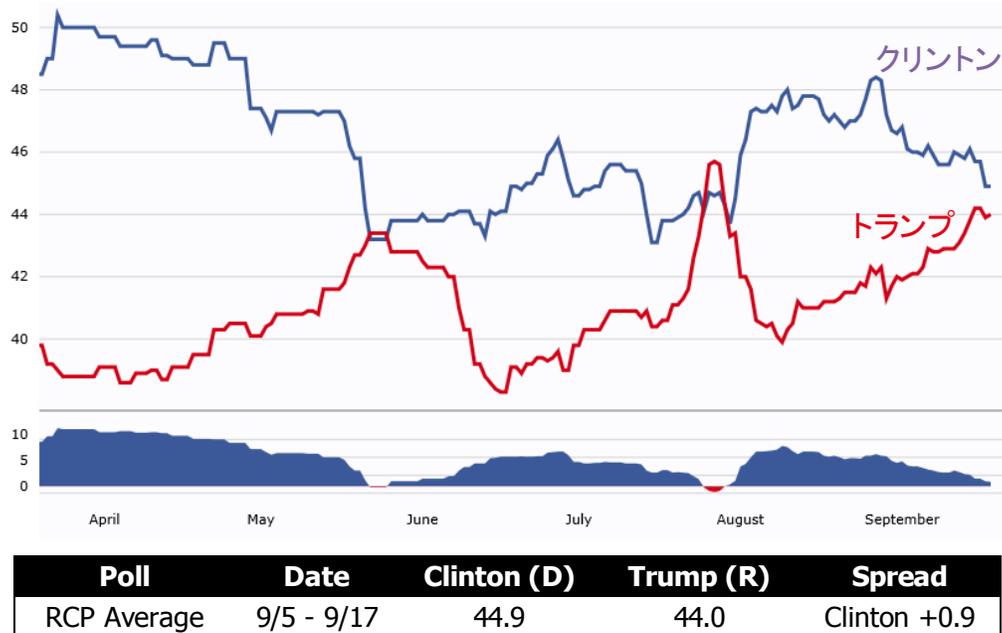
一方、トランプ氏と陣営は、11日にクリントン氏が体調を崩した後は「クリントン氏の回復と選挙運動への復帰を望む」と語るにとどめ、同氏の健康問題には言及しなくなった。不用意な発言で有権者の反感を招く恐れや自らも70歳であり健康問題で注目を集める可能性を警戒して、慎重姿勢に徹したとみられる。トランプ氏も9日に健康診断を受け、15日に「極めて良好な健康状態」と記された健康診断書を公表した。

2. 健康不安のクリントン氏に大統領が務まるかとの懸念

クリントン氏の健康問題の浮上は、多くの有権者に激務である大統領が同氏に務まるのかとの懸念を抱かせたとみられる。クリントン氏が体調を崩した後に行われた一部の世論調査でも、クリントン氏は大統領を務めるに十分に健康との回答は4割を下回り、十分でないとの回答も同じくらいあった。これでは同氏の健康問題が選挙戦に影響を及ぼすことは避けられない。実際、主要世論調査の平均支持率をみても、クリントン氏のトランプ氏に対するリードは縮小した。1カ月前には8ポイントまで開いた両者の支持率差は、先々週には3ポイントまで縮んでいたが、先週はさらに縮小して18日時点では0.9ポイントになった。

前回報告したように、選挙戦は8月下旬から慈善団体「クリントン財団」の献金者への便宜供与疑惑の浮上を受けてクリントン氏の好感度が悪化したことが響き、接戦の方向に進んでいた。その後に、今週は9月9日のクリントン氏の集会での「トランプ氏の支持者の半分は嘆かわしい人々の集まり」という問題発言があり、11日にはクリントン氏の健康不安が浮上した。こうした展開からクリントン氏の大統領を務める適性に疑問を持つ有権者が増え、その一部はトランプ氏を支持するなどして、両者の支持率差が僅差に縮小したと考えられる。

図表 1 RCP 主要世論調査平均支持率：トランプ対クリントン (%)



(出所：9月18日付 Real Clear Politics)

3. 今は注目浴びる候補が沈む不人気候補対決、情勢は26日討論会経て一変へ

ここで注意すべき点は、クリントン氏への支持が減った間に、トランプ氏は自ら支持拡大につながる優れた政策提言や好感度の改善をもたらす動きを特にしていないことである。トランプ氏は、演説等では予定された原稿を読み上げるなど慎重な姿勢に徹し、8月前半の支持率の急落した時期のような失言がなかったぐらいである。しかし、それだけでクリントン氏の支持率が上がり、トランプ氏の支持率が上昇したのである。

これも、大統領選本選へ向けた選挙戦が「ともに非常に不人気なクリントン氏とトランプ氏の対決」という構図を保って推移しているからであろう。こうした選挙戦では、一方の候補に失言や問題が生じれば多くの有権者から不信任の評価をされて支持が減り、対立候補は失点がなければ相対的にましな候補と評価されて支持は増えやすい。現に8月中旬までのトランプ氏の失言が相次いで支持が減った時期にはクリントン氏の支持が増えたが、この頃の同氏に多くの有権者から支持される政策や発言があったわけではない。多くの有権者から不信任の評価を下される対象が8月中旬まではトランプ氏、最近ではクリントン氏と入れ替わっただけである。

今週発表された全米対象や激戦州であるフロリダ州、オハイオ州、アイオワ州など w 対象とした世論調査では、トランプ氏がリードを奪う結果が出た。クリントン氏とトランプ氏の対決とみれば、勢いは今トランプ氏にある。しかし、同氏の発言や政策への高い評価を伴う支持拡大ではない以上、今のトランプ氏の「勢い」は脆さを含むことは否めず、慎重に評価する必要がある。本選までは今後 51 日間もあり、トランプ氏とクリントン氏の討論会も 3 回予定されている。この間ずっと、クリントン氏に集中した有権者の精査という現在の局

面が続くとは考えにくく、トランプ氏への有権者の精査と不信任が増える局面に変わる可能性、トランプ氏とクリントン氏の攻守が入れ替わる可能性は十分あると思われる。そうなれば、トランプ氏の「勢い」が続くとは考えにくい。

しかもトランプ氏には、確定申告書の公表拒否やニューヨーク州当局によるトランプ氏の慈善団体による違法献金など不正行為に関わった疑いで調査開始など、今後の支持に影響しうる問題もある。最近では暴言を封印してきたトランプ氏が、14日には「オバマ大統領は外国生まれ」との長年の主張を取り下げず、人種差別主義者との批判が強まった問題もある。トランプ氏は16日になってオバマ大統領は米国生まれとようやく認めたが、多くの有権者に大統領を務める適性を疑わせる対応だったことは否めない。その他、17日夜にニューヨーク・マンハッタン中心部で発生した爆弾テロも、今後の展開とトランプ氏の発言によっては選挙戦に影響を及ぼす可能性がある。

クリントン氏は、15日に再開した遊説を26日の討論会まで順調に進めていくようなら、肺炎も11日に体調を崩したのも一時的との理解と診断書への信頼が徐々に有権者に広がる。健康不安も風化に向かい、不安で減った支持の幾分かは回復する。そうなれば、トランプ氏の勢いにも変化が生じよう。逆にクリントン氏が新たに体調を崩すなどの事態が生じるようなら、健康不安とクリントン氏に大統領は務まらないとの懸念が強まり、トランプ氏には有利に働く。二度目の健康管理の失敗は許されないという点では、クリントン氏は11日に体調を崩したことで警告、イエローカードを1枚もらってしまったに近い状態といえる。

一方、26日の討論会の結果が選挙戦に与えるインパクトは非常に大きい。脆弱さを含むトランプ氏の今の勢いは討論会で止まり、討論会で新たな局面が始まるとみる方がよいだろう。討論会の前までに上記の問題が注目を浴びて局面が変わることがなければ、選挙戦はトランプ氏がわずかだがクリントン氏よりも優勢になることはある。そうなると、討論会に臨むトランプ氏には心理的にも有利になるし、討論会で勝利して形勢の逆転が必要になるクリントン氏にはプレッシャーになる。だが、26日の討論会でクリントン氏とトランプ氏のどちらが勝っても、選挙戦の局面は一変する。クリントン氏が勝てば、トランプ氏の大統領を務める適性がかなり疑われる結果を伴うはずである。最近トランプ氏の勝利の可能性を認識して同氏支持に回った有権者は再び同氏から離れるなど、情勢は8月中旬までに近くなり、再びクリントン氏のトランプ氏に対するリードは大きくなろう。逆にトランプ氏が勝てば、共和党内の主流派などトランプ氏の勝利に疑念を持っているグループが同氏の本選勝利の現実味を受け入れ、同党が結束してトランプ氏を支持するようになり、それが無党派層にも響いて、今の同氏の敵失から得た勢いとは比較にならない勝利への推進力を得ることになる。いずれにしても、大きな変化と過去との断絶であり、討論会が終わった時点で、討論会の前どちらの候補がリードしていたかは大した重要でなくなっている可能性が高そうである。

4. (参考) 選挙戦の途中で民主・共和両党の大統領候補が辞退するとどうなるか

クリントン氏が体調を崩したことで同氏の問題が急に注目を集めるようになったが、それ以前から今回の大統領選は高齢候補同士の戦いという特徴があり、それゆえに候補者の

健康問題も例年以上に注目されてきた。近年では、レーガン元大統領が就任時に 69 歳だったが、現在 70 歳のトランプ氏か 68 歳のクリントン氏どちらが当選しても、レーガン氏以来の高齢での大統領就任になる。米国では 1993 年のビル・クリントン大統領の就任以降、比較的若くてエネルギーな大統領が続いたこともあり、70 歳近い人物が激務である大統領職を十分に全うできるかどうかへの懸念が生じるのは不思議ではない。

図表 2 最近の大統領の就任時の年齢

大統領	誕生日	就任日	就任時年齢
ジョン・F・ケネディー	1917年5月29日	1961年1月20日	43歳
リンドン・B・ジョンソン	1908年8月27日	1963年11月22日	55歳
リチャード・ニクソン	1913年1月19日	1969年1月20日	56歳
ジェラルド・フォード	1913年7月13日	1974年8月9日	61歳
ジミー・カーター	1924年10月1日	1977年1月20日	52歳
ロナルド・レーガン	1911年2月6日	1981年1月20日	69歳
ジョージ・H・W・ブッシュ	1924年6月12日	1989年1月20日	64歳
ビル・クリントン	1946年8月19日	1993年1月20日	46歳
ジョージ・W・ブッシュ	1946年7月6日	2001年1月20日	54歳
バラク・オバマ	1961年8月4日	2009年1月20日	47歳
ドナルド・トランプ	1946年6月14日	-	70歳
ヒラリー・クリントン	1947年10月26日	-	68歳

なお、クリントン氏が体調を崩した直後には、投票日前にクリントン氏が民主党の大統領候補を辞退する場合に同党はどうするのかという問題に注目が集まり、いくつかのメディアも取り上げた。その後クリントン氏が 15 日に遊説を再開したため、既にこの問題への関心は薄れ、メディアも取り上げなくなっている。

参考までに、大統領候補が辞退した場合、民主党の党則では同党全国委員会の委員長が全国委員の臨時会合を召集し、その過半数の支持の獲得者が新たな候補者となる。同党は大統領候補での実績はないが、副大統領候補では、1972 年にジョージ・マクガヴァン大統領候補の副大統領候補だったトーマス・イーグルトン氏がうつ病を隠蔽していたことで辞退に追い込まれ、党委員会の特別会合でサージェント・シュライバー氏が選出された例がある。

クリントン氏の健康不安が浮上した直後は、不測の事態が発生した場合の交代の大統領候補として、最も現実的な選択は副大統領候補のティム・ケイン氏、同氏の知名度の低さや経験不足を重視すればジョー・バイデン副大統領の名前が出たが、予備選で健闘したバーニー・サンダース氏は党委員会との関係から可能性は高くなく、他の候補としてジョン・ケリー一国務長官やエリザベス・ウォーレン上院議員の名前も浮上したという。

共和党の候補者が辞退する場合、党委員会は独自に候補者を選出するか、全国大会の代議員を再招集して投票を行うことによって新しい候補者を選出する決まりがある。共和党はトランプ氏が苦戦した 8 月には交代説も話題になったが、今は同氏の挽回で交代説は消えた。

以上／今村・井上・上原

本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、丸紅米国会社ワシントン事務所（以下、当事務所）はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。

本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当事務所は何らの責任を負うものではありません。

本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。

本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど(以下「情報」といいます)は、当事務所の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用および引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で、複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。